電子申請時に添付する書類の準備

申請情報を入力したのちに、必要書類のデータを添付します。

必要書類は、「保育所・認定こども園(教育・保育給付2号・3号認定)ご利用案内」を読み、あらかじめ準備しておく必要があります。

1 必要書類の確認

利用を希望する年度の「保育所・認定こども園(教育・保育給付2号・3号認定)ご利用 案内」の10ページ、11ページの「必要な書類」を確認し、保育の必要性を証明する書類(就 労証明書など)や、世帯の状況に応じて必要な書類(世帯状況申告書)を準備してください。

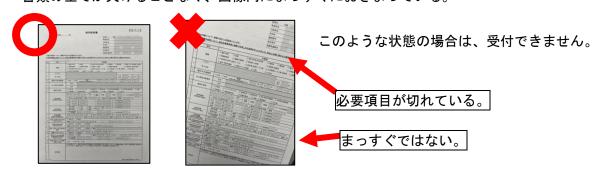
- ▶ 必要書類の様式は、舞鶴市ホームページ「保育所・認定こども園(2号認定・3号認定) 入所申し込みのご案内」からダウンロードできます。
- ※ 必要書類の添付がない場合、受付が完了しません。

2. 必要書類の添付

必要書類が揃ったら、PDF化したデータを添付してください。

PDFでの添付が困難な場合は、画像データを添付してください。画像データとする場合は、以下にご注意ください。

- ▶ 記載されている情報(文字)がはっきり認識できる。
- ▶ 書類の全てが欠けることなく、画像内にまっすぐにおさまっている。



- ※ Excel データや Word データの添付も可能ですが、バージョンによっては届いたデータが認識できない場合があるため、PDF データを推奨しています。
- ※ 必要項目が見切れている場合や不鮮明な場合等は、再提出を依頼することがあります ので、必要書類の保管をお願いします。

令和6年度保育所・認定こども園ご利用案内より抜粋

●●必要な書類

次の書類を市役所幼稚園・保育所課へ提出してください。

これらの書類は、保育認定の審査および利用調整、利用者負担額(保育料)の算定、 副食費免除の決定を行うための重要な資料です。

書類の不足や内容の不備がないか、提出前によくご確認ください。 これらの書類の様式は、舞鶴市ホームページからもダウンロードできます。

- ☆施設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定申請書【様式①】
- ☆保育利用由込書(児童台帳)【様式②】
- ☆世帯状況申告書【様式③】(必要に応じてご提出ください)

※世帯状況申告書のご提出がないと、利用者負担額(保育料)の減免等ができないことがあります。

☆保育が必要な事由を証明する書類(115~参照)

就労証明書【様式④】、疾病等の証明【様式⑥】、求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書【様式⑦】、母子手帳の写しなど

- ☆届出人の本人確認書類(運転免許
- ◆届出人のマイナンパー確認書類

 ↑赤枠内の書類を添付する必要があります。

■ 保育が必要な事由別の有効期間・保育必要量・証明書類

保育が必要 な事由	有効期間	保育 必要量	必要な書類
就勞 (月 64 時間以上 120 時間末満)	【無期雇用の場合】 小学校就学前まで 【有期雇用の場合】 雇用期間満了まで	保育 短時間	 ●就労証明書 会社等に勤務:勤務先の証明 農業従事者:農事組合長の証明 ●自営業の場合は、就労証明書および自営業をしていることについての証明書類(確定申告書、営業許可証、開業届等)の写しを添付すること。 ※証明書類の添付に代えて、事業所がある地区の民生委員証明でも可。【様式⑤】により民生委員へ証明を依頼してください。
就労 (月 120 時間以上)		保育標準時間	
妊娠・出産	出産予定日の8週前 〜出産後8週間を経過す る日の翌日の月末まで	保育 標準時間	●母子手帳の表紙と出産予定日の記載がある ページの写し
疾病・障害	小学校就学前まで もしくは 疾病等の証明の治癒見込み 期間満了まで	状況による	●次のいずれかの書類・疾病等の証明【様式⑥】・精神障害者保健福祉手帳の写し・身体障害者手帳の写し
介護・看護	小学校就学前まで もしくは 介護等を要する期間	状況による	●次のいずれかの書類・要介護者の疾病等の証明【様式⑥】・精神障害者保健福祉手帳、 身体障害者手帳の写し・要介護認定、 要支援認定等結果通知書等の写し
災害復旧	小学校就学前まで	保育 標準時間	●り災証明書
求職活動	有効期間の開始日から 起算して 90 日を経過する 日の月末まで	保育 短時間	●求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書【様式⑦】 ●雇用保険支払証明書または ハローワークカードの写し
就学	保護者の学校卒業 予定日まで	状況による	●在学証明書